

郡内研究

第5号

一一ヶ堰物語

井上敏雄

安永七年（一七七八）九月、小形山村の名主、六郎兵衛は、川茂村、名主の家を訪ねた。秋晴れの空は抜けるよう青く、対岸の稲穂が黄金色に波打っていた。

桂川の右岸は谷村大堰や、五ヶ堰などの灌漑用水によって、旱魃でも水に困るようなことはなかった。それに比べ左岸の用水は難工事のため、何年もお役所に願い書を差しあげたが許されなかつた。

今日も日暮れまで、二人で頭を寄せ合つて思案に耽つた。ふと六郎兵衛が「落合の太郎左衛門はどうかな、年は若いが仲々の利れものだと評判だ。安永三年（一七七四）大月橋の難工事を請負つた。そのとき谷村代官、久保平三郎様、お役所に自分の持つてゐる古川戸の田、二反九畝一步、畠、三反五畝五歩全部を質地として差しだし『私に不埒なことがあれば、どのように処分されても異存ありません。』と証文を書いてゐる。責任感も強

く、財力も手腕もある。」

そんな話から意見が一致して、早速村役人とも協議し、頼みにゆくことにした。

安永八年（一七七九）三月、小形山名主、六郎兵衛は村役、六左衛門、太左衛門、忠兵衛、太兵衛等と太郎左衛門宅を訪ねた。

「御普請中は勿論完成後の利益や、その他横合いより問題が起つたときは、私達全員で引受け、貴方にご苦労を掛けるようなことはいたしません。このことは私達だけで内談して決めました。決して他言はいたしません。」という連印証文を差しだし、川茂、小形山両村の灌漑、生活用水工事を引き受けてくれるように頼み込んだ。

更にこのあと、「畠が田になることによる上納金の増加分のうち、六カ年の鉢下年季中一五〇両は、両村の工事費として残し、その余は全部貴方に差しあげます。またその後の四カ年分は両村の世話を人が五分受取り、残り五分は貴方の取り分だと、世話人一同審議して決めた。」といってこれを証文として差しだした。太郎左衛門は幾多の困難を乗り越えて、馬を三七頭も飼うような大きな身代になつた来し方を思い、一世一代乗るか反るかの、

大仕事を引受ける決心を固めた。

決めれば速い、橋を架けたり新田を開墾するような土木工事は手慣れているが、五町余も穴を掘抜くことなど経験がない、早速金山の技術者を呼び、暗夜水路予定地に提灯を立て並べ、生出山からそれを見て高低を決めたという。

見積もりもできた安永八年六月、お役所に願い書を差し出した。「甲州、都留郡、小形山、川茂両村は、他村に比べ田や畠地は多いが、旱魃の年は少々の沢田や、畠しか作れません。しかも年貢は少しも安くしてくれないので、百姓で生計をたてることが困難です。そのうえ用水なども六、七町も離れた桂川の水を汲んでるので七、八人の家族では、一人が水汲みにかかりきりで何年も難儀しています。

お代官様にはこの事情をご覧察なされ、昨年用水や水の取入口などをご検分なされたが、費用がかかり過ぎるということで、そのままなっています。そこでこのたびは絵図面を描いてお願いいたします。水口は九尺四方の穴をあけ、長さ八〇間岩を切り抜く、別に五〇間以上も岩を掘り抜くところがあります。よくお調べになり費用を算出せん。

は、「どのように処分しても異議は申しません。」と固い契約を結んだ。この金の使途は不明だが、大事業を請負うためには、こんな思い切ったことも必要だったのかも知れない。なお同月、この家、屋敷合させて年六両で一〇年間の賃貸契約を結んでいる。

期待したこの年は何の音沙汰もなく、待ち兼ねた太郎左衛門は、翌九年一〇月、重ねて願い書を差し出した。

「甲州、都留郡、川茂、小形山両村の用水路、御普請について御支配、お代官様に重々お願ひしましたが、私の願い通り御普請仰せつけられれば、両村の畠のうち多くが田になります。殊に両村は用水に不自由な場所で、桂川寄りの家は七、八町隔てた川から汲みあげ、山寄りの家は山の沢より湧き出た水を堰き止めて呑み水にしています。万一大事にでもなると防ぎようがありません。こんな状況なので大勢の百姓は困り切っております。そこで潰れている水路を改良し、水が利用できるようにしてくれと相談が持ち込まれました。早速画面にて御支配、お役所にお願い申し上げたところ、本年八月、お手代様方が調査をお見えになり、絵図面などご覧なされ、両村、村役などがご案内しました。そのとき、『この工事につ

用を貸して頂くことができれば、畠が田になることによる益金のうちから毎年一〇〇両差しあげます。また工事が完成し、通水したあと、一五年間でお借りした金はお返します。ご慈悲をもってこの仕事をいゝつけてください。感謝している百姓も救われ、こんな有難いことはありません。御普請をおいいつけくださるよう、偏にお願いいたします。」としたためだ。

願い人は井倉村、太郎左衛門で、小形山村、名主、六郎兵衛、年寄、忠兵衛、太兵衛、六左衛門、百姓代、弥五兵衛などが連印している。

この八月、太郎左衛門は、井倉村落合の家、屋敷廻り共残らず、下谷村の油屋惣五郎に四〇両で質に入れた。その証文には、「右の金子只今確かに受取りました。私の家、屋敷廻り共残らずお渡しします。期限は今から一〇年間、その間の年貢など貴方が引き受けてください。この家、屋敷に付いて親類は申すまでもなく、他人からも問題の起るようなことはありません。また他の人に質入れなどもしていません。他に難しいことなどあったときは全部私が解決します。年季が明けて金を返したときは質物を返してください。若し金が返せなかつたとき

いて両村とも異存はないか。』と聞かれました、「勿論ございません、お願いします」とお答えしました。工事の見積もりについてご質問がありました。費用はできるだけ少なくするように設計しましたが、この現場は平地と違ひ険阻な山の下で、殊に五町余も穴を掘り抜かなければならぬ場所もあります。以前一通り経費の見積もりをご報告してあります。これを増加するようなことはいたしません。先にお願いした金額で請負わせてください。たびたび申し上げていますが、お年貢の取り立て時期などと重なり延び延びになってしまいます。どうぞ調査、検討し工事を申しつけてください。許可してくだされば早々着工して春までに完成させ、来年（一七八一）には田をつくれるようにいたします。

別紙でお願い申し上げた通り工事費として八〇〇両くだされば設計書の通り立派に仕あげ、お年季中は大小の破損すべて私の負担で修理し、水路の通水に不便を掛けようなことは決していたせん。

以上のお願いを適えて頂ければ、両村の大小百姓は救われ、広大なご恩に感激いたします。何卒ご憐憇をもつて工事をお命じくださるようにお願い申しあげます。」

甲州、都留郡、井倉村、百姓、願い人太郎左衛門、同郡、小形山村、引受人、忠兵衛、太兵衛などから御勘定役、橋爪良助様宛にこんな文書が差しだされた。

この事業は一同の願いに反して順調には進展しなかった。たび重なる交渉の末、天明二年（一七八二）になって事業費が七一九両永四六文四分と決まり着工することになった。然し全額が支払われたのではない。天明二年と三年で六〇三両ご金蔵より渡された。それも天明二年、二八〇両、三年三月一七日、二二三両、三年七月、一〇〇両という小刻みな支払われ方だった。

問題は次々と起こった。川上より山裾の険阻な場所の岩を切捨て、溝を堅固に仕あげ、掘抜きの場所まで水を入れて見たが調子良く流れた。然し天明三年の一月から資金が不足してきたので、残金をお渡しくださるようお願いしたが、工事が全て完成しなければ渡せないと御支配、お役所で断られた。

「そこで私が他人から金を借りて、工事を続けることができれば良いのですが、天明三年より郡内至って凶作で米や雑穀が甚だ高値になり、人足や穴掘りの食費が夥しく掛かります。そのうえこの地方は平年でも米が不足

ば、今年の三月中に畑を田にする場所まで、滞りなく水が引けるように残りの工事を仕あげます。

残金をくださるように恐れ乍ら、幾重にも願いあげます。」と天明四年一月、太郎左衛門が御勘定、桜井徳右衛門様に願いでた。

天明三年七月、浅間山が大噴火した。そのため大量の

火山灰が空を覆い、全国的に寒冷で日照が乏しく大凶作となつた。物価は上昇し工事計画は大きく狂わされた。また硬い岩を割るため、火力の強い「なしき」を燃やし、軟らかくなつたところで割つた。そのため大量のやまなしの木が使われ、近在ほとんど切り尽くされた。

天明五年（一七八五）一二月、小形山村の証人総代、太兵衛から、「両村は呑み水にも困っています。そのうえ畑作で稲や稗しか作れません。また稻がないので筵まで買わなければ生活ができません。前の御支配、久保平三郎様にお願いしてやつと御普請のお許しが頂けました。井倉村、太郎左衛門が請負い、私が証人となつたのです。が、着工以来三年間に数回土砂が崩れ落ちるなどして、工事が難行し仲々完成しません。

太郎左衛門は勿論、私共証人一同も困窮しています。

し、他国より買入れて生活しています。この凶作ですから郡中米穀一切なく、悉く買入れなければならないので、人足共から給金は素より米代までも前借りを頼まれるが、貸す金がありません。

私の所有している田地など、御普請を引受けた質として時価の三割安、一五八〇両の評価で、お役所に差しだしてあります。そこで個人として金を都合する質物もなく、工事にまで差しつかえがでてきました。

天明三年一一月、江戸まで、で向いて残金をお渡しくださるようお願いしました。以前ご検分して頂いた工事中のところは、現在立派に仕あがっています。そのうえ米が一両で三斗六升しか買えません。物価は倍以上あがつて随分困っています。資金を頂きたいとお願いしても、自分で都合をつけるとの仰せで畏れ入つております。

今年は郡中凶作で、大小の百姓は皆、米や雑穀を買入れるための金がありません。質地をだしても金の都合がつかず、人々は親、妻、子に別れて銘々他国に、乞食にでかける有様なので少しの金もつくれず、況して工事費のような大金の工面は一切つきません。八方が塞がつています。お慈悲をもつてひと先ず残金をお渡しくだされ

ご慈悲をもつて工事が完成できますように、お助けください。お願い申し上げ奉ります。」という文書を中井清太夫様、お役所に差しだした。

安易に二年もあれば完成すると考えていた工事は意外に手強く、多くの問題を抱え、住民の不平不満を募らせた。

寛政元年（一七七九）三月。「両村の用水工事が完成し、畑が田になつたときは、お年貢米を一二七石余増加してご上納しますと、安永九年、松平伊豆守様、お役所にお願い申しあげたところ、ご吟味のうえ御普請役がご検分し、そのうえ御勘定役の橋爪良助様、中村丈左衛門様がお見積書を検分なされ、天明二年（一七八二）七月よりお願い通りの御普請金七〇〇両余で着工しました。鍼下年季は同年から五カ年で、この間は年貢が免除されることになりました。

工事は順調に進みましたが、天明二年大凶作で、始めにお見積もりしたときは一両で一石一斗余も買った米が、高値になり二斗八升しか買えなく、経費が非常に多くかかるようになりました。そのうえ、山裾の険阻な場所も立派に仕あげましたが、数回の大雨で山が崩れ破損した

ためその都度修理しました。然し天明三年六月、一八、一九両日、未曾有の大霖で大洪水となり河川が氾濫し、山が崩れ土石が押しだし、大破してしまいました。

翌、天明四年春、再工事をしましたが、金が二重にかかり、その費用として私の所有している田畠を残らず金に替えました。その年の六月、先の御支配、久保平三郎様に格別、費用の五割増しをお願い申し上げましたところ、調査するということでしたが、そのままになり、その後数回御支配様にお願い申し上げ、天明八年七月、御勘定所様がこの場所を検分してくれました。その後御支配、平岡彦兵衛様がご検分してくれましたが、まだご下知がありません。どうぞご慈悲をもつて畠を田にする場所まで滞りなく水が引けるようにお助けください。両村の百姓も救われ、私も有難く幸せに存じ奉ります。」と太郎左衛門が願い書を守屋弥惣右衛門様、お役所に差しました。

この文書までは願主が太郎左衛門であったが、あとの願主は徳兵衛になっている。別人ではなく寛政二年（一七九〇）谷村代官に、江川太郎左衛門様が任せられたので同名では畏れ多いと名を変えたという。

近く場所を検分にこられるということを聞きました。

見積書を差しあげますので、検分してその費用をおさげ渡しくだされば、工事が完成し、用水に困っている百姓をお救いになり、私も広大なご慈悲を心から感謝申しあげます。工事計画の変更は次の通りです。

字せぎ向、の箱桶、長さ七二間、幅三尺、深さ一尺を見積もりましたが、流れが変わったので箱桶の幅一尺五寸、深さ一尺に変更します。

最初枠、柱、貫、堰などの用材は、松や雑木で見積もりましたが、栗だと四倍も永持ちするので、栗に変更をお願いいたします。

このようにお見積もりくだされば、これ以上は決して費用の増加など申しあげません。」と今から八年前、寛政三年に御普請役の蓮見嘉藤治様、皆川林藏様にご見分して頂いたとき差しあげた見積書の下書き添えて差しました。

更にその年の九月、「仕事が延び延びになってしましましたが漸く九分五厘まで仕あがり七月ご検分して頂きました。水乗り具合も良くあと一息と思っていましたが、金の工面がつかず工事が中断しています。残金の内三〇両

寛政八年一月、徳兵衛から川崎平右衛門様、お役所に両村、畠田成用水普請についての明細な目論見、仕用帳が差しだされている。

「お願いの通り、拝借金のお指図をしてくれば、お見積もり額で来年の三月までに工事を完成し、田の植え付けに間に合わせます。農繁期になるので、人足賃が高くなつて困ってしまいます。何卒ご慈悲を掛けてください。必ず稻を植える場所まで滞りなく水を引きます。」とお願い申し上げた。然しその願いも空しく時は流れていった。

寛政一〇年（一七九八）六月二六日、川崎平右衛門様、お役所に「工事は浄土久保の穴口まで完成しました。そこまでは切り立った山裾が桂川に迫ったところで、山を一丈余も切り崩して水路を作りました。

土砂の崩落で何度も水路が埋まり、そのうえ天明三年六月、一八、一九両日は未曾有の大霖で桂川が氾濫し、山が崩れ押しだしたので、土手は大破し水路は滅茶苦茶に壊れました。それを翌年の春までに修復しこのため二重の費用がかかり、私の所有地を担保に金を借りたが足りず、工事費の増額を何度もお願いしましたが、やつて

お拝借できませんか、年末になって霜がおりたり、雪が降ったりしますと、工事を来年まで延ばさなければなりません。私は全ての私財を売り払い少しの金も工面できません。お慈悲をお願いします。」と悲痛な叫びをあげている。

重ねてこの月、二六日、「お代官様にお願いしましたが、相談中だといって貸して頂けません。八月以来大勢の人足や職人を揃えて待っていますがどんどん日延べになると、遠国から出稼ぎにきている者共の支払いもできません。恐れを顧みず再度お願いしました。今度は石和の役所にいけといわれましたが、そのあと江戸になどとすることになると、もう年内に工事を完成することはできません。何卒格別のご慈悲をもつて二〇両、ご金蔵から頂けるまでの間貸して頂けませんか、おさげ金の中から必ずお返しいたします。恐れ乍ら、今年中に工事が完成されると、お上でも畠が田になって増加される年貢で、年間一五〇両もお得になると思います。貸して頂けないときは、工事を一年延ばして頂くようお願ひしなければなりません。どうぞこの処を賢慮して、ご慈悲をお願い申し上げます。」という半ば脅迫いた願い書を

差しあげた。

そのうえ徳兵衛は最後の手段として、お代官様に何度もお願いし、もはや段々とお咎めを受けるようになります。工事を年内に完成させるため、私の親類を代官所にお呼びだしになり、金三〇両を立て替えてやれとお命じください。」と願いでした。

寛政二年三月、孤立無援の徳兵衛が、血と汗と涙で綴った文書がある。「徳兵衛申しあげ奉ります。両村の御普請は天明二寅年（一七七二）お見積もり金七一九両余で許可され、早速着工しましたが、翌天明三年は大凶作で米相場があがり、見積もりしたときは一両で一石一斗余も買えたが、二斗八升しか買えなくなりました。そのうえ六月一八、一九日は、大洪水となり堤なども流れ、山崩れのため水路は押し潰され、二重の費用がかかりました。人足や職人の食費は莫大となり、工事費も夥しく、見積もり金では何としても足りず、私の持っている田畠を金に替え工事を続けましたが、何としても足りません。そこで工事費の増額を五回もお代官所に願いでました。が、お取りあげになつて頂けませんでした。

仕方なく恐れを顧みず寛政二年（一七九〇）正月二十九

きたいと江川太郎左衛門様、お役所に二度お願いしましたがおいいつけと違うといってお取りあげくださいなかつた。

五年前から現在のお代官様になったので、残金一一六両余の内、八〇両を拝借させてくださるよう、数回お願い申しあげましたが、お取りあげにならなかつた。

資金がないので工事を休んでいたところ、山裾の陥阻なところは、大雨のたびに土砂が崩落して水路が埋まり、その都度取り戻付けなければならなくなり、何とか工面してやってきましたが最早、質物などもなく途方に暮れたので、私の山畠・山林・家財・家・屋敷を残らず売払ひ、その金で漸く寛政二〇年（一七九八）一二月二六、完成しました。

水路に水を引き入れ、お代官様に検分して頂き、決算書を差しあげました。

猶又、寛政二〇年、二一年、二二年の三ヵ年畠が田になつてお年貢が増加した分の内から、お見積もり金額の五三三両永四六文四分をご拝借くださるようにお願い申しあげます。ご返納は両村にご赦免になる、年季明けのご上納金をあててください。

日、松平越中守様のお駕籠に訴状を差しあげました。ご親切にも、その件は担当のところに願いでるようにといわれました。そこで翌毎日、久保田佐渡守様、奉行所に駆け込みご訴訟申しあげました。詳しくお調べなされたうえで、御普請役の蓮見嘉藤次様と皆川林藏様、お二人に現地に行き、ご見分なさるよう、お命じになり、私に見積書を提出するように申し付けられました。やがてお二人がこられ、その見積書を現場と引合わせ、審査してお帰りになりました。

寛政四年三月、江川太郎左衛門様の江戸お役所に両村一同を、お呼びだし、お調べになり一昨年の見積もり高五三三両永四六文四分の内四一七両はお年貢免除の期間が過ぎた、寛政二〇年・二一年・二二年の三ヵ年の増し上納金の中より、お渡しくださると取決め、お救いくださいました。

寛政四年九月一三日、ご命令があり資金の工面がついたので、その月から工事に掛かり、七分通りすすんだときご検分のうえ水を引き入れ、水路の様子を見ると調子が良かつた。然し完成させるまでの資金がないので、残金の一六両余の内、仕事の進み具合に応じて、金を頂きました。

土地を担保に金を貸してくれた人や、出資してくれた人達にも、その金で始末したいと恐れ乍ら、考えております。田畠・山林・家・屋敷・家財全てがなくなり身代かぎりをしてしまいました。家、屋敷を買い求め、できましたら百姓を続けたいと思つております。

何度もお願いして恐れいりますが、必至と行き詰まつてるので、仕方なく恐れを顧みず幾重にもお願ひ申し上げます。お慈悲をもって書面の通りお聞き届けください。」と川崎平右衛門様、お役所に差しだした。

安永八年（一七七九）から寛政二〇年（一七七八）まで茫茫とした二〇年、幾多の予想を越えた困難にめげず、お上のお咎めをも恐れず、全財産を失うことも厭わず、誰を怨むこともなく、只管、全知全能を傾けて努力を重ねた、用水路が完成した。

夕日を背に受け立つ徳兵衛の両眼に、かすかな涙が浮かんで、やがて頬を流れた。然し、いつまでもその思いに浸っている余裕はなかった。お拝借金、不義理の借金、金主への支払いなど皆その肩にのしかかっている。更に全財産を失つて住む家もない自分一家のことも、何とかしなければならない。悲痛な叫びはまだ続いた。

寛政二年四月、御普請に破損箇所ができたが金がなかった。「二両確かに借りました。返済はお上からくださいたとき、お役所がいたします。」という借用証書を徳兵衛等から、川棚村、庄右衛門にだしている。

この年の一〇月、「去年一一月工事完成後、仕用帳を差しあげ、ご検分して頂きました。その際『不完全な所は来春改修いたします。』と申し上げましたが、田植をし稻作を始めましたところ、水持ちも良く見事な田園になりました。そこで小前共は早速土地の境を決め、地均しをし、冬中水を引き入れて来春は田作りをする心積もりでおりました。

ところが今年八月二日、御普請役、小俣藤九郎様が再検分なされ、水路の不完全な場所を徳兵衛等一同に再工事するよう申し付けられました。一同熱心に協議し川茂の暗渠の中に四尺七寸の落差があるので、『字とうす^左』のあたりを一尺掘り、一尺切開き、切り下げるに決め、ご報告しました。

また資金を支度する方法がないので、この工事がなかなかできないことは必至です。ご慈悲をもって工事費をだしてください。麦時^きが終り次第、徳兵衛が両村一同だけ納めなくとも宜しい。

また全額納めきってから通水ができなくなった時は、別段納めなくとも良い。その際用水路で漬れた土地の年貢は耕作できるようになるまで、もとの畠の額で両村が弁納する。質地証文は鍼下年季が明けたとき、おさげ渡しになるとお決めになられました。

一同承知し、あとの証拠のため、連印のお請書を差しあげます。」と申しあげ請負人、徳兵衛、証人治郎左衛門、その他両村の証人、名主、組頭、百姓代など一六人が連印した。

享和三年（一八〇三）一二月「寛政二年、お請書を差しあげてありますが、徳兵衛は御普請のため、多分の損をして困り切っています。殊に老衰しているのでその日を過ごすこともできない状態です。親類や親しい人から内密な借金をするなどして工事を完成させました。今返済しないと年を重ねることに、金利が嵩みどうにもならなくなってしまいます。金主の者共も困窮者が多く、一緒に潰れそうで、徳兵衛は生きていても仕方がない、日夜思い悩んでいます。子より辰までの五年間にくざることになっている四一七両を、ここで全部頂け

と必ず仕あげます。」と小形山村名主、重郎左衛門、同村組頭、直左衛門、同村百姓代、民右衛門、川茂村名主、八左衛門、同村組頭、市右衛門、同村百姓代、文右衛門、井倉村、請負人徳兵衛から川崎平右衛門様、お役所に願い書が差しだされている。

今まで殆ど徳兵衛一人の責任で誰にも頼らず、金策などに奔走していたが、実利を目の前に見た村人がやっと手を貸すようになった。

寛政一二年三月、「鍼下年季は去る午（寛政一〇年）より亥（享和三年）の六か年に翌末（寛政一年）から毎年、畠が田に成った増石代として九〇両づつ上納しています。その中から御普請費の増加分、四一七余は来る子（文化元年）より辰（文化五年）の五年間で残りの五七両余は未（文化八年）にお渡し下さる旨、また用水路の修復は鍼下年季中は残らず自普請でやること、年季明け後は払樋や石積みなどの費用、その他も自普請で、且つその用水路が壊れ、田が作れなくなったときは、最初のご入用金七一九両余を一年五〇両宛て、一五年間年賦で両村から返納すること、もし田になって増石代を上納してから、通水に差しつかえができるときは、その金額

ませんか。私が生きている間に内密な借金など返しておきたいと思います。ご慈悲をもってお願いをお聞き届けてください。と申しあげたところ格別なご沙汰で徳兵衛の願いの通り、繰りあげておさげ渡しください命令を頂き、畏れ多いことですが確かに受取りました。このうえは貸主に早速返します。

大勢の金主も田畠を失うことなく百姓を続けることができます。年寄の徳兵衛が何時も心に掛けていたことが適えられました。莫大なお救いと一同有難く幸せと存じ奉ります。」と徳兵衛、証人、治郎左衛門、太兵衛、八郎右衛門から、川崎平右衛門様、お役所にお礼の文書が差しだされ、更に井倉名主、六兵衛から、「前書の仰せがあつたので私共一同も、有難いことだと感謝して添印を差しあげます。」と関係者一同もやっと少しばかり安心する思いであった。

だがまだ徳兵衛の心は安まらなかった。一番信頼していた弟との間に問題がおこった。享和四年（一八〇四）二月、徳兵衛が自分の弟嘉内を訴えた。

「両村の工事中、私は毎日現場にでかけていたので、お上からのお支金の出納は弟の嘉内に一切を委せて、お上からのお支

払いがあればそのまま渡し、諸払いなどしてくれていました。このたび四一七両のおさげ金を頂いたので、多くの人達の借金を片付け、弟にも少しはやりたいと思い、借金の世話人に掛け合って貰ったところ、もう一八、九年前、坂の下という私の所有地を書き入れ証文とし、二〇両弟から借りました。その頃、ご普請に差しつかえたので、弟を証人とし他の人の質にだし、代りに沢戸という所を書き入れ証文として遣りました。

更にまた弟を証人とし四日市場の伝兵衛にその土地を渡しておき、このたびそこを請戻し、沢戸の地所を返してくればと話しました。そこは凡そ三〇両余の場所であるのに、以前借りた二〇両の担保といって返しません。兄弟でありながら欲をかき過ぎるので、嘉内が扱った自筆の帳簿を借り、調査したところ金銭の違いが大分あるので、立ち会って調べてくれといつたが、立ち会いに応じません。そのうえ親類共も仲に入つて交渉してくれたが、何だかんだといって埒があきません。

勿論、坂の下の土地のことでは他人にも損をかけました。以上申し上げた理由で弟に返してくれと掛け合つたが、余計の畠地を貰いたい様子なので帳簿を良く調べま

あります。そこで天明二年着工しました。ところが予想外の事が次々とおこり、最初の見積もり金額では全く足りず、自分の資産のすべてを投入し、更に追加費用として四一七両頂き完成しました。

文化元年から一年に九〇両づつ年貢を増し上納するようになりましたが、私は全財産を失ったので百姓を続けることもできません。そこで、何分かは私にも頂けませんかとお願い申し上げていました。何度もお糺しなされ、篤とお考えのうえ、増ご上納金九〇両の二分、一八両宛て昨年から一〇年間くだれるとお指図して頂きました。真に有り難く幸せに思います。但しその一〇年間に水不足やその他異変があって、増上納金が減ったときは、それに応じて私が頂く分も少なくなることもある。そのときは協議して知らせるといわれました。」

そのことも合わせて承知し、文化五年一二月、徳兵衛から蓑笠之助様、お役所にお請け証文を差しあげ、両村の村役から徳兵衛相続について、「私共一同もご慈悲を願いあげていましたが、このたびのお指図を頂き心から幸せと思っております。」と添状を差しあげた。

この難工事を為遂げ一人貧に苦しむ徳兵衛を、何とも幸せと思っておりました。

した。弟は反って金を貰いにくる有様なので、しかたなく訴えました。

私は老人になり、そのままにしてはおけません。子供は以前亡くなり、相続人は幼い孫一人しかいないので、心配で仕方ありません。兄弟の間柄で喧嘩して訴えでるなど申し訳ないことですが、他に方法がないので嘉内をお呼びだしになり吟味してください。

同人自筆の受払帳を立会検査なされ、坂の下、並びに

沢戸の畠を何かと問題なく、私のものとすることができます、老衰した私が安心できるように、只管、お願ひ申しあげます。」と川崎平右衛門様、お役所に願いでた。

老いて思い惱む徳兵衛の姿が目に浮かぶ。その結末がどうなったか文書がないのでわからないうが、多くの苦難を乗り越え、大事業を成し遂げた七十歳の老人の肉親との争いは無残であった。

それから四年、文化四年（一八〇七）、待ちに待った嬉しいお指図が届いた。「安永九年、久保平三郎様、御支配のとき、この用水工事を請負ました。工事が完成した暁はお上のご利益は勿論、両村も米を買い入れる必要もなくなり、呑水も何時でも手に入るなど大変な恩恵が

授けてやれなかつた村人も胸を撫でおろす思いであった。文化七年八月、取入口付近の用地問題で長生寺等と取交わした文書がある。「法沢より用水取入れ口まで二五八間は下谷村、長生寺の除地で水路敷としてお借りしました。ここは門前の百姓が借り、除地年貢を寺に納めていたところなので、小形山、川茂両村が年一分、長生寺に差しだします。

水が不足のとき堰草は、今度掘抜いた法沢の穴口より南、桂川岸まで、また西は三〇間、北は一〇間に限り刈る権利を双方の加判人は勿論、両村の百姓も立ち会つて決め、杭を打ち、この外ご山内は仮令少しの草木でも刈り取るようなことはいたしません。

水路が大破して様子が変つたときは、長生寺と掛け合つて修理いたします。」と長生寺を始めとし、川茂、小形山の村役、立会人として四日市場、井倉の村役、世話人として宝林寺などが加判している。その頃は草木も貴重な資源であった。

更に文化八年（一八一一）五月、「谷村お役所より、文化四年から毎年一八両ずつ一〇年間くださるという、有難いお言葉がありました。翌五年は大凶作で増上納金

を減額して頂き、そのため私にくださる一八両も七両余
も少なくなりました。

私は今年七十六歳になり、御普請のとき財産を全て失い、
家がなく馬屋に住んでいるような状態でした。ご慈悲を
かけて未（文化八年）より子までの六年間分を、全部一
度にお貸しください。お願い申しあげます。

質地にだしてある田畠の内一部を譲戻し、利息なども
払い、百姓で生活をたてていきたいと思っています。重
ねてお願い申しあげます。」と何処までも自分の主張を
貫く努力を続けたが、このあと徳兵衛の文書は見当たら
ない。この偉大な郷土の大恩人がいつ死んだのか、どこ
に葬られているか誰も知らない。

だが生涯を掛けて造りあげた用水路は二〇〇年後の今
も、滔々として人々の生活を潤し、豊かな稔りをもたら
している。

嗚呼。

（都留市小形山六七四）